ヨシムラ社会保険労務士事務所通信

発行:ヨシムラ社会保険労務士事務所

〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘1-17-16 TEL/FAX 049-277-6010 email info@yoshimura-sr.com

発行日:2010年4月1日

April 2010

注目トピックス●年金確保支援法の法案が国会に提出されました

将来、無年金・低年金になるおそれのある人を救済するため、「国民年金法」「確定拠出年金法」を改正する法律案が、3月5日、国会に提出されました。概要をご紹介します。

国民年金法の一部改正

① 国民年金保険料の納付可能期間を延長する (2年→10年)

保険料を払っていないと、今は「2年間」しかさかのぼって保険料を払えませんが、それを「10年間」まで可能にする改正です。ずっと自営業で、年金を払っていなかったことに50歳を過ぎてから気付いた場合など、今は将来「無年金」になってしまいますが、この法案が通れば、10年分追納して、計25年保険料を支払い、将来年金をもらうことも可能になります。

[平成23年10月までに施行予定]

② 年金記録訂正により、第3号被保険者の「保険料納付済期間」が減らないようにする

第3号被保険者期間(サラリーマンの妻など、保険料を払わなくても、払っているように取り扱いがされる期間)と重なる第2号被保険者期間(会社員など、厚生年金保険料を支払っている期間)が新たに判明し、年金記録が訂正された場合など、今までは、第2号被保険者期間のあとの第3号被保険者期間は、「保険料を支払っていない」期間とされてしまっていましたが、今後は、「保険料を支払った期間」として取り扱われるようにする改正です。

[公布の日から施行予定]

③ 任意加入者も国民年金基金へ加入が可能に

将来の年金額を増やすため、60歳から65歳までの間に任意加入した人は、今の制度では国民年金基金への加入できませんが、それが可能になります。国民年金基金にも入ることで、将来の年金額を増やすことができます。 【公布日から2年以内に施行予定】

確定拠出年金法の一部改正

① 加入資格年齢を

「60歳」から「65歳」に上げる

企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能 にするため、確定拠出年金に加入できる人の範囲を 広げます。【公布日から2年6月以内に施行予定】

② 従業員も拠出金を

払うことができるようにする

従業員拠出(マッチング拠出)が可能になります。 ただし、会社と社員の拠出額の上限は51,000円で、 社員は会社の拠出金以上の額は出せないなど、制 限はあります。 【平成24年1月から施行予定】

③ 加入者の住所情報が

住基ネットからとれるようになる

退職後、住所が分からなくなってしまい、企業年金 を結局支払えなかった、ということをなくすねらいで す。 【平成23年4月から施行予定】



くわしくは、当事務所にお問い合わせください

トピックス協会けんぽの保険料率の一覧

協会けんぽの保険料率(都道府県単位保険料率・介護保険料率)が、平成 22 年3月分(4月納付分)から引き上 げられます。保険料率を改めて確認しておきましょう。

1 一般保険料率(都道府県単位保険料)

変更前 変更後 変更前 変更後 9.33% 北海道 8.26% 9.42% 滋賀県 8.18% 青森県 8.21% 9.35% 京都府 8.19% 9.33% \Rightarrow \Rightarrow 岩手県 8.18% 9.32% 8. 22% 9.38% 大阪府 \Rightarrow \Rightarrow 宮城県 8.19% 9.34% 兵庫県 8.20% 9.36% \Rightarrow 秋田県 8.21% 9.37% 奈良県 8.21% 9.35% \Rightarrow 山形県 8.18% 9.30% 和歌山県 8.21% 9.37% \Rightarrow 福島県 8.20% 9.33% 鳥取県 8.20% 9.34% \Rightarrow \Rightarrow 茨城県 8.18% 9.30% 島根県 8.21% 9.35% \Rightarrow 栃木県 8.18% 8. 22% 9.38% 9.32% 岡山県 \Rightarrow 群馬県 8.17% 9.31% 広島県 8. 22% \Rightarrow 9.37% 埼玉県 8.17% 9.30% 山口県 8. 22% \Rightarrow 9.37% 千葉県 8.17% \Rightarrow 9.31% 徳島県 8. 24% \Rightarrow 9.39% 東京都 8.18% \Rightarrow 9.32% 香川県 8. 23% \Rightarrow 9.40% 神奈川県 8.19% 9.33% 愛媛県 8. 19% 9.34% \Rightarrow 8.18% 9.29% 8. 21% 9.38% 新潟県 \Rightarrow 高知県 \Rightarrow 富山県 8.19% 9.31% 福岡県 8. 24% 9.40% \Rightarrow 9.36% 9.41% 石川県 8.21% 佐賀県 8. 25% \Rightarrow \Rightarrow 8.20% 9.34% 8. 22% 9.37% 福井県 長崎県 \Rightarrow 山梨県 8.17% 9.31% 熊本県 8. 23% 9.37% \Rightarrow \Rightarrow 9. 26% 大分県 9.38% 長野県 8.15% 8. 23% \Rightarrow 岐阜県 8.19% 9.34% 宮崎県 8. 20% 9.34% \Rightarrow 9.36% 静岡県 8.17% 9.30% 鹿児島県 8. 22% \Rightarrow 愛知県 8.19% 9.33% 沖縄県 8.20% \Rightarrow 9.33% \Rightarrow

2 介護保険料率

全国一律	
変更前	1. 19%
	1
変更後	1. 50%

お仕事 カレンダー

三重県

8.19%

- 4/10 ●一括有期事業開始届(建設業) 主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で かつ請負金額が1億9000万円未満の工事
 - ■3月分の源泉所得税、 住民税特別徴収税の納付

9.34%

- 4/15 ●給与支払報告に係る 給与所得者異動届の提出
- 4/30 ●労働者死傷病報告書の提出 (休業 4 日未満の1月~3月の労災事故 について報告)
 - ●最低賃金適用報告·最低工賃適用報告· 預金管理状況報告
 - ●健康保険印紙受払等報告書·雇用保険 印紙保険料納付状況報告書提出

4/30

- ●3月分の健康保険料、 厚生年金保険料の納付
- ●2 月決算法人の確定申告・ 8月決算法人の中間申告
- ●公益法人等の都道府県民税・ 市町村民税均等割申告
- ●5月・8月・11月決算法人の 消費税の中間申告
- ■固定資産税(都市計画税)の納付 <第1期>